

[国際標準になった認定情報技術者 (CITP)]



1 国際認定を取得した高度 IT 人材資格制度

—IFIP IP3 による CITP 制度の認定—

芝田 晃 | 情報処理学会 資格制度運営委員会

国際認定の取得

2018年2月8日、東京御茶ノ水にある情報処理学会（以下、本会という）にて、アメリカ、オーストラリア、南アフリカから来た認定審査員が、審査報告会を開いた。彼らは、本会の幹部に向かって、「認定審査の申請書が非常に良くできていたので、審査を円滑に進めることができ、成功裏に終わることができました。これから、我々の理事会に報告します。審査準備の労苦が報われましたね」（筆者訳）と述べた。CITP（Certified IT Professional：認定情報技術者）という本会が2014年度から運用を開始し

実績を積んできた高度 IT 人材資格制度が、国際認定を取得することが確実にになった瞬間である。

審査をしたのは、IP3（International Professional Practice Partnership）という組織である。IP3は、IFIP（International Federation for Information Processing）という情報処理国際連合の下に設置された高度 IT 人材資格制度の推進組織である。IFIPには、本会が日本代表として参加している。

その後、2月26日に開催されたIP3の理事会で認定審査の結果が承認され、図-1に示す認定証が交付された。認定の有効期間は5年間である。

CITP 制度

■ 検討の背景と目的

CITP 制度の検討は、2008年度に始まった。当時、すでに IT が我々の生活に深く浸透しており、IT なしでは何もできない時代になっていた。しかし、この基盤を構築している情報技術者に目を向けると、その地位は、決して高くはなかった。「仕事がつい」「帰れない」「給料が低い」などの3Kイメージが強く、情報技術が魅力ある分野としては社会に認識されていなかった。さらに、IT 産業はプロでなくても従事できる労働集約型になっており、情報技術者のプロフェッション（専門職）が確立されておらず、プロフェッショナル・コミュニティも未成熟であった。

そこで、高度な能力を持つ情報技術者の可視化と



図-1 IP3 認定書

社会的地位の向上、つまり、プロフェッションの確立のために、CITP という高度 IT 人材資格制度を設けるとともに、CITP によるプロフェッショナル・コミュニティ形成を目指した。コミュニティには、技術者同士の交流による自律的な質の向上に加え、社会提言、IT 人材育成活動、地域活動などのさまざまなプロフェッショナル貢献活動を期待した。つまり、社会や産業界への一層の貢献を推進し、結果として、情報技術者の社会的地位が向上することを目指した¹⁾。

■制度設計

基本方針

資格制度は IPA とともに検討を開始し、まず 2 つの基本方針を定めた。1 つは、国内標準である IT スキル標準 (ITSS) に準拠することである。もう 1 つは、グローバルに通用する資格にすることで、当時発足したばかりである IP3 の認定を目指すこととした。

ところで、本会会員の現状を見るに、SE など、CITP の候補者で本会の会員になっている人は少ない。そこで、CITP は、本会会員に限定せず、広く世の中で活躍している人々を対象とすることとした。

資格のレベル

CITP は、ITSS で高度 IT 人材とされているレベル 4 以上に相当する人に与える資格とした。IP3 は、SFIA (Skills Framework for the Information Age) のレベル 5 またはそれ以上のレベルの資格制度を認定する。検討の結果、SFIA のレベル 5 は ITSS のレベル 4 に相当することが分かり、IP3 の認定は、本会の目的にマッチするものであった。

ITSS のレベル 4 は、情報処理技術者試験の合格に加えて業務経験等で判定することとされている。そこで、同試験の高度試験を資格申請の前提条件とし、申請された業務実績を評価することにより CITP として認証する形で制度を立ち上げるべく、2009 年度に制度設計を開始した。

業務実績の評価

業務実績の評価は、IPA 発行の『社内プロフェッショナル認定の手引き』を参考にした。ただ、本会における審査では、申請者の社内情報を自由に用いることができないので、より正しく評価するために、スキルを発揮した課題解決など、ITSS レベル 4 以上に相当する活動を、機密保持に抵触しない範囲で、より具体的に記述してもらうようにした。また、推薦者による申請内容の確認や、サンプリングによる面接審査により、申請内容に牽制を効かせた。


資格更新と CPD

IP3 は、CPD (Continuing Professional Development) を伴う資格更新を要求している。そこで、CITP は、有効期間を 3 年間とし、更新においては、IT 関連の業務の継続とともに、本会の定めた CPD 規定に基づく CPD ポイントの取得を条件とした。

倫理綱領

技術者がプロフェッショナルとして社会に認められるには、倫理観を持って業務にあたることが重要である。本会では、すでに、倫理綱領として、社会人、専門家、そして組織責任者として守るべきことを提示している。IP3 も、認証された技術者が守るべき倫理綱領を例示している。CITP は本会会員に限定していないことを考慮し、本会の倫理綱領と整合性を持たせつつ、IP3 の要求を取り入れて、CITP 向けに新たに倫理綱領を策定した。また、倫理綱領に違反したときの懲戒処分の規則も制定した。

個人認証と企業認定

通常、認証機関は、試験や申請書の審査を直接行って合否を判定している。ところで、ITSS は、大手企業を中心に、企業内の資格制度の基準として幅広く用いられている。IPA の調査では、従業員 1,000 人以上の企業では、その 2/3 が ITSS を活用していた²⁾。そこで、企業の資格制度が CITP 制度と同等以上であると本会が認定すれば、企業内資格の保有者に CITP 資格を与えることとした。これは、-2 に示すように、本会から見ると間接的に個人

を審査していることになるので、間接方式、あるいは企業認定と呼ぶ³⁾。これに対して、本会が直接審査するのを、直接方式、あるいは個人認証と呼ぶ⁴⁾。

IP3も本会の間接方式に相当する Trusted Source Arrangement を定めているが、本会のように制度の骨格として運用している事例は聞いていない。

IFIP IP3

■ミッション

IP3は、2006年にチリのサンチアゴで開催されたIFIPのWCC(World Computer Congress)での「プロフェッショナリズムを世界的に推進していく」という決議に基づいて設立された。IP3のミッションは、ICTの実践者と雇用組織の発展を奨励・支援し、知識・経験・能力・誠実さの標準を保持する人を承認し、そして、ICTのプロフェッショナルの国際標準を制定するという基盤の構築により、ICTプロフェッションの強化と国際経済の発展に貢献するグローバルなパートナーシップを構築することである。

本会は、IP3の活動がCITPの資格制度に有用と考え、2009年6月にIP3に参加し、翌年1月よりIP3の理事を出している。2018年7月現在、メンバーは、11学会(オーストラリアACS、カナダCIPS、南アフリカIITPSA、ニュージーランドIITPNZ、本会、ジンバブエCSZ、韓国KIISE、エジプト

ITI、スリランカCSSL、オランダNGI/VRI、スイスSI)および2協会(International Institute of Business Analysis(IIBA)、Information Systems Audit and Control Association(ISACA))である。

■認定活動

IP3は、各国の資格制度に一定の要件を課すことにより、資格の国際同等性を確保しようとしている。この要件は、ISO/IEC 17024(要員の認証実施機関に対する要求事項)や、ISO/IEC 24773(ソフトウェア技術者認証に関する国際標準)に適合したものである。IP3は、この要件を満たす資格制度を運用している学会を認定してきた。2008年にはACSとCIPS、2015年にはIITPSAを認定した。本会は4番目である。

認定取得に向けて

■認定申請

本会は、2016年4月にIP3のガイドラインに沿った申請書の作成を開始した。申請書には、学会概要、利害関係者、資格の認証、CPD、倫理綱領、懲戒処分、質保証と監査、運営管理について記述する。CITP制度はこのガイドラインを踏まえて設計されたので、WGでは、運用している制度の内容をまとめて本編とし、申請様式や審査基準、関連規則等を添付した。問題は英訳であった。IPAが作っていたITSSや情報処理技術者試験の解説の英語版を利用させていただいたが、それでも英訳の量が膨大になったため、対訳表を作成し、業者に英訳を委託した。

申請書の日本語原稿ができたのは10月。英訳は12月から翌年1月にかけて上がり、そのレビューを行って、7月上旬にIP3へ送付した。申請書は、本編が47ページ、添付が187ページとなった。

■認定審査

認定審査は、2018年2月6日から3日間実施された。本会会長の挨拶、副会長による学会の概要説

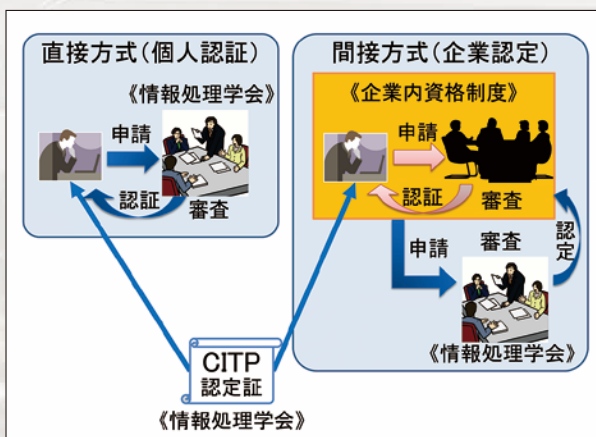



図-2 2つの方式

明に始まり、CITP 制度の運営、審査基準の策定と維持、倫理綱領と懲戒処分、個人認証、および企業認定について、関係委員会の委員長ほかに対応した。

特筆すべきものとして、CITP 本人、個人認証の審査員、認定企業へのインタビューがある。IP3 審査員は、CITP 制度の意義が CITP の利用者に認められているかを知りたかったようである。CITP 本人からは、CITP 取得のメリットとして、顧客への ITSS レベル 4 の証明手段になったとか、異なる職種の人とのコミュニケーションの機会を得たなどの回答があった。審査員からは、審査で気を付けている点として、申請者が自分で問題点を見つけて対処したことが申請書に書かれていることがあると回答があった。認定企業の担当者からは、保有資格が周囲から分かることが重要で、そのために、資格のレベルによって社員証のストラップの色や資格を示すバッジのデザインを変えているとの回答があった。また、企業の人材育成の一環として、個人認証を活用して、優れた人材を発掘し、モチベーションやプロフェッショナル活動を高めているとの回答もあった。これらにより CITP 制度の有用性を IP3 の審査員にアピールできた。

審査後、冒頭に述べた肯定的な講評に加えて、企業認定はスクエアビリティを持たせる良い方法であるとのコメントを IP3 審査員からいただいた。

認定取得の意義

認定取得により、CITP 個人や認定企業は、-3 のように、CITP のロゴの後に、IP3 の認定マーク「IP3P」を合わせて表示することができるようになった。

IP3 の認定により、CITP 資格は、情報処理学会



図-3 認定マーク

という一組織の資格から、グローバルに通用する国際資格へと飛躍した。そして、IP3 が認定した他の資格制度と相互認証できるようになった。また、CITP 制度で認定を受けた企業にとっては、自社の資格制度が国際的に認められた制度に基づくものとなり、社内外からの信頼性がさらに高まることになる。

IP3 にとっては、英語圏外の資格制度へ認定を拡大することができた。IP3 は、“IFIP IP3 Accredits First Non-English ICT Certification”というタイトルのプレスリリースを発行し、その中で、CITP 制度の認定によって“The IP3 program has become truly global.”と述べている。

今後の展望

CITP 制度の検討開始から 10 年、当初の目標であった国際認定の取得を達成することができた。これにより、CITP 制度は次の段階に入った。今回の IP3 認定については、日経 xTECH のサイト、および日経 SYSTEMS 4 月号に記事が掲載された。本会の全国大会でも発表し、参加者全員に CITP のリーフレットを配布した。今後も広報活動を継続し、CITP 制度の認知度の向上と一層の普及に弾みをつけ、CITP 資格保有者および認定企業の増大を図っていく。

参考文献

- 1) 旭 寛治：認定情報技術者制度 (1) 一制度の概要一、情報処理、Vol.55, No.8, pp.876-879 (Aug. 2014).
- 2) IPA：IT 人材白書 2011, p.149.
- 3) 西 直樹：認定情報技術者制度 (3) 一企業認定制度の概要一、Vol.55, No.10, pp.1152-1155 (Oct. 2014).
- 4) 芝田 晃：認定情報技術者制度 (2) 一個人認証制度の概要一、Vol.55, No.9, pp.1004-1007 (Sep. 2014).

(2018 年 7 月 10 日受付)

芝田 晃 (正会員) Shibata.Akira@ce.MitsubishiElectric.co.jp
1978 年東京大学大学院工学系研究科情報工学専門課程修了、同年三菱電機 (株) 入社。2008 年より本会にて CITP の制度設計を担当。個人認証審査委員会委員長を経て、2016 年度より資格制度運営委員会委員長。